

令和4年度外部評価 事業評価シート

No	3	事業名	避難行動要支援者支援事業
----	---	-----	--------------

別紙2

所属	福祉部社会福祉課社会福祉係	事業開始年度	平成16年度
事業内容	避難行動要支援者(※)の名簿作成及び更新。避難行動要支援者支援制度の普及(※災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの)		
目的	災害時に誰一人見逃さない(避難行動要支援者が災害への備えや対策のないままに被災し、被害を受けることを防ぐ)ため		
根拠法令等	災害対策基本法、安城市避難行動要支援者支援制度実施要綱		
総合計画	5Kの分類:きずな(11防災・減災)		
関連するSDGsゴール	3すべての人に健康と福祉を、10人や国の不平等をなくそう、16平和と公正をすべての人に		
関連事業	地区防災計画策定事業(危機管理課)、民生委員・児童委員活動支援事業(社会福祉課)		

【実施状況】

活動実績	令和3年度	<p>《避難行動要支援者支援制度について》 ひとり暮らしの高齢者や重度の障害がある人など、日常においても支援を必要とする方(要支援者)の名簿を市が作成しています。この名簿情報を避難支援等関係者(※2)に提供するためには、本人の同意が必要なため、名簿に登録された方に同意の意思確認を行っています。 (※2 自主防災組織、町内会、地域支援者(近所で支援していただける方)、社会福祉協議会、地域包括支援センター、警察)</p> <p>《活動実績》 令和3年4月から、同意のある要支援者の名簿情報の提供先に警察を追加しました。警察が追加されることに伴う同意の取り直しを同意のある者すべてに行ったほか、同意のない者に対しては改めて制度の案内を送付して同意を推奨しました。</p> <p>《令和3年12月時点での同意の有無と同意率》 同意有 4,448人 同意無 1,057人 同意率 80.8%</p> <p>令和3年5月の災害対策基本法の改正にて、個別避難計画(※3)の作成が市町村の努力義務とされたため、5年間のうちに優先して作成すべき者について検討しました。(令和4年度に優先作成対象者を他課と共有済み) (※3 避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画。避難支援等実施者、避難施設や避難路等のほか、避難支援の実施のために必要な事項を記載する)</p>
	令和2年度	<p>・6月、2月に対象者の更新と同意勧奨を実施しました。 ※令和3年度に同意の取り直しを行うため、12月→2月へ調査時期を変更しています</p>
	令和元年度	<p>・6月、12月に対象者の更新と同意勧奨を実施しました。</p>
改善取組 (これまでの改善内容)		<p>・令和3年4月から、情報提供先に警察を追加しました。 ・平成30年1月から、情報提供先に社会福祉協議会、地域包括支援センターを追加したほか、対象者として要介護3～5、発達障害者、精神障害者1級、難病患者を加えました。</p>

【事業費】

No	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		① 事業費(決算額) (千円)	1,464	1,032
年間事業費等の推移	システム保守業務委託料	150	150	150
	システム改修業務委託料(元号)	432		
	システム改修業務委託料(様式変更)			858
	民生委員活動費用弁償(市費)	882	882	882
	人件費(従事職員数×6,300千円 令和3年度からは6,600千円)	5,040	5,040	6,600
② 従事職員数 (人)	0.8	0.8	1.00	
③ 総事業費(①+②) (千円)	6,504	6,072	8,490	
財源内訳	一般財源 (千円)	6,504	6,072	8,490
	特定財源() (千円)			
	財源合計 (千円)	6,504	6,072	8,490

【活動指標】

	令和3年度 (実績)	令和4年度 (目標)	令和5年度 (目標)
個別避難計画の優先作成対象者の計画作成数(モデルケース含む)		4計画 (モデルケース)	14計画/42計画 42計画=個別避難計画の優先作成数

【成果指標】

	令和3年度 (実績)	令和4年度 (目標)	令和5年度 (目標)
個別避難計画作成マニュアルによる計画作成数(モデルケース含む)		4計画/4,448計画	14計画/4,448計画

【課題】

課題	<p>活動実績・事業成果等を踏まえて記入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名簿の更新や整備については実績がありますが、個別避難計画の作成は新しい取り組みであるため、市、地域、本人のいずれにも実績がありません。 ・個別避難計画は、避難行動要支援者一人ひとりの避難の方法や経路を具体的に記載するものであるため、介護認定を受けている場合はケアマネージャー、障害者の場合は相談支援員などの福祉専門職の協力が必要です。 ・これまでに作成してきた名簿情報に加えて、避難経路、避難支援実施者等の記載項目が加わったため、地域における実際の避難の動きを想定することや、実際に避難を支援する人を設定することが求められており、自主防災組織や避難先(避難所、施設等)との協力が必要です。(※危機管理課や生涯学習課等との連携が必要)
----	--

【論点】

外部評価での論点	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度は、計画の優先作成対象者リストを参考に4事例程度モデルケースにふさわしい事例を選定し、実際に個別避難計画を作成します。その作業過程で生じてきた課題とその解決を反映し、令和5年度以降を目途に地域や本人が主体となって計画作成できるよう、個別避難計画作成マニュアルの作成を進めます。 ・福祉専門職や自主防災組織へ個別避難計画について周知し、協力体制の構築に努めます。(各担当課である福祉関係課及び危機管理課と連携)また、福祉専門職へは計画作成に係る報酬の目安が国より示されているため、令和5年度の予算要求を行います。
----------	--

令和4年度外部評価 事業評価シート

【参考比較】

経年の状況等	<p>平成25年に示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」においては、今でいう「個別避難計画」について「個別計画」として紹介されています。</p> <p>このとき、「災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進めることが適切である。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別計画を策定することが望まれる」とされています。</p> <p>本市においては「安城市避難行動要支援者名簿情報提供同意書兼個人台帳」に名簿情報に加え、下記の事項を掲載していたため、これを個別計画としてみなしてきました。</p> <ul style="list-style-type: none">・発災時に避難支援を行う者＝地域支援者・避難支援を行うに当たっての留意点＝特記事項(必要な保健・医療・福祉サービス)、備考欄・避難支援の方法や避難場所、避難経路＝災害時の避難予定場所・本人が不在で連絡が取れない時の対応＝緊急時連絡先 <p>ただし、令和3年の災害対策基本法の改正において、「個別避難計画」について明記され、記載すべき事項として①避難支援等実施者、②避難施設と避難路が示されたため、従来の個人台帳では内容が不十分となりました。令和4年度当初時点で個別避難計画作成数は0件です。</p>
--------	--

他市の実施状況等	<p>※令和4年1月1日時点。愛知県による調査より一部抜粋</p> <p>①令和3年5月の災害対策基本法の改正を踏まえた個別避難計画を1件でも作成している市町村 豊田市(2,511件)、半田市(68件)、春日井市(5件)、蒲郡市(388件)、犬山市(8件)、常滑市(191件)、小牧市(1件)、稲沢市(94件) 等</p> <p>②①に当たらない計画を作成している市町村 名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、刈谷市、安城市、西尾市、犬山市、小牧市、稲沢市、新城市 等(①と重複している市は②から①に移行中であるため)</p> <p>③未作成の自治体 瀬戸市、豊川市、碧南市、知立市、大府市 等</p>
----------	---